

熊本大学法学部 人文社会論集 第5号 (2005年9月) 抜刷

16世紀中期・後期ウァフエーデの事件とその裁判
——ツェアプスト市へのマクデブルク審判人の法意見から——

若曾根 健 治

研究ノート

16世紀中期・後期ウァフェーデの事件とその裁判 —ツェアプスト市へのマクデブルク審判人の法意見から—

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 質問書・一件書類・回答書
——ツェアプスト市とマクデブルク審判人——
- 3 一件書類一斑——アンドレアスおよびゲオルクの事件・盗みから——
- 4 ウァフェーデの諸事例とその分析
 - (1)ヴァレンティーン・ゴルギンの事件
 - (2)未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件——魔法の行使——
 - (3)フリードリヒ・ディーツカウの妻の事件——夫の致死——
 - (4)アンドレアス・ジーマンの事件——脅し——
 - (5)バステアン・ツェアプスティンの事件——魔法の行使——
 - (6)マテウス・ケルツェンドルフの妻の事件——盗品買い——
 - (7)ハンス・ドーベリッツの妻の事件
- 5 ウァフェーデ破約の諸事例とその分析
 - (1)エルンスト・コッペンの事件——暴行・傷害——
 - (2)ゲオルク・コイレの事件——賭博による喧嘩・脅し——
 - (3)ハンス・ルーバッハの事件——妊婦の致死——
- 6 おわりに

1 はじめに

ウァフェーデ Urfehde——さしあたって復讐断念の誓約と呼んでおこう——は、ドイツ諸都市・領国の第13世紀から18世紀に及ぶ長い歴史を持っている。この歴史の一端を、本稿は、一時代一地域の史料によって描写しようとする。いちどきに全体は捕捉できないので、まずは一局面を視ることから始めて、次第に全体に近づいていこうとする趣旨である。

ウァフェーデの全世紀のなかでも、なかんずく15世紀がひとときわ高く聳える。その一方でウァフェーデは16世紀および17世紀にも少なくない。例えば、ウァフェーデについてほぼ最初に本格的な研究をおこなったヴィルヘルム・エーベルは著書の巻末に、ロストック市におけるウァフェーデの事例の一端を全50点の文書（1369年—1669年）として掲げている⁽¹⁾。すでにそこには、15世紀のもの24点の他に、16世紀から9点、17世紀から7点が見いだされる（なお14世紀のもの8点、年代不明2点）。近世のウァフェーデは地域によっては、中世後期の諸時代に劣らず出現してい

る。とくに最近は、西南ドイツを中心とした研究書⁽²⁾および史料書⁽³⁾に窺えるように、研究の上でも、ウァフェーデ文書の編纂(さしあたって要録ではあるが)の上でも、近世の諸時期が注目の対象となってきた。

本稿は、こうした動向の驥尾に付き、16世紀中期・後期のウァフェーデの事件とその裁判について考察する。これを、マクデブルク審判人の法意見の記録に基づいておこなう。マクデブルク法圏を取り上げるのは、1つは筆者が直接に利用できる史料の事情による。もう1つは、現在筆者は中世後期についてマクデブルク法圏や隣接法圏におけるウァフェーデについて考察している途上にある。そこで、本稿をもって中世後期のウァフェーデの問題を、近世におけるそれに繋げていくための1つの作業としたいと考えていることによる。ただし、上の西南ドイツの事例から見れば、近世マクデブルク法圏におけるウァフェーデの事例はきわめてかぎられてはいるが。

本稿が用いるマクデブルク審判人の法意見の記録は、ヴィクトール・フリーゼ/エーリヒ・リーゼガング編「マクデブルク審判人の判決録」第1巻(ベルリン・1901年)に収められているものである。(本稿で「編者の注記による」の編者とは、この史料書のこの編者を指す。)ここには、グロス＝ザルツェ Gross-Salze のための、およびツェアプスト Zerst 市、ナウムブルク Naumburg 市のためのマクデブルク審判人の法意見が収められ、膨大な記録群を成している。これらの中で本稿が用いるのは、ツェアプスト市のための法意見の記録である。

ツェアプスト市は1259年に《*civitas Czerwist* [ツェアプスト市]》の名でひとつの姿を見せ、1196年から1264年にかけては《*sigillum burgensium in Tserwist* [ツェアプスト市章]》の言葉が知られる。1285年には《*consules* [市参事会員]》が、1298年のある証書には《*consules*》と並ぶ都市の代表者として《*magistri civitatis* [市長]》も姿を現わし、証書の末尾の証人欄には《*scabini* [判決発見人]》が挙げられている、このことからして、13世紀末期頃にはツェアプスト市の審判人団が存在していたことが確認できる。そして14世紀前期——記録に残っている最初は1339年(下述)——からマクデブルク審判人団と繋がりを持つに至る。

ツェアプスト市は、1307年にアスカーニェン家の支配下に入った。同市は近世期、ケーテン Köthen やデッサウ Dessau またロスラウ Roßlau やベルンブルク Bernburg などと共に、同家のアンハルト系諸侯の所有する諸領国 Anhaltinische Fürstentümer の都市の1つである。しかも、この中で同市だけが、マクデブルク審判人と長期に涉って結びついていた。⁽⁵⁾フリーゼおよびリーゼガング編になる上記の判決録では、同市にたいする法意見の中にのみウァフェーデが登場する。しかし、この場合ですら、ウァフェーデを述べる法意見の数は全体——145点(1339年-1617年)——からいえば、きわめて少ない。⁽⁶⁾全部で11点であり、本稿はこれらをすべて取り上げる。時代は、1534年頃から1606年頃に及んでいる。(本稿の表題を「16世紀中期・後期」としたのは、便宜上の理由による。)

このように本稿で用いる史料は、マクデブルク審判人がツェアプスト市当局——具体的には、市長および市参事会——のために法意見を述べた、応答の記録である。以下では、これを便宜上「回答書」と呼んでおきたい。本稿の3以下でウァフェーデに絡んだ各種の事件を紹介する場合、事実関係はすべてこの回答書に記録されている限りのものである。(2に挙げる事件についても、同様である。)市当局が質問事項を記し審判人に照会のため送付した文書——これは「質問書」といおう——も、また回答書に添付され、あるいはその中に書き込まれた事件の報告——便宜上「一件書類」と呼ぶ——も、そのものとしては見ることはできない。ただ、ウァフェーデに絡んだ1つの例外は、3で紹介する、1600年頃に審判人に送付された一件書類である。

ところで、審判人の法意見の回答書からは、都市（法意見を求める者）からの質問と、審判人（法意見を述べる者）の回答とのやりとりを垣間窺うことができる。そこで以下本論で、市から送付されるウァフェーデ関係一件書類の事例（3）、ウァフェーデの諸事例（4）、ウァフェーデ破約の諸事例（5）の具体的描写と分析に移る前に、まずこのやりとりの様相を、回答書の文書構成の点から次節2で見たい。

なお、2に移る前にここで付言しておきたいのは1つは、「ウァフェーデ」の言葉である。中世マクデブルクの文書ではウァフェーデは《*orveide*》と記されていたが⁽⁷⁾、16世紀審判人の法意見に見いだされる言葉は《*urfrieden*》（ウァフリーデン）である。本稿では、これをも、コンテクストの点から見て「ウァフェーデ」と解した⁽⁸⁾——なお、中世でもすでに《*urfride*》の言葉がウァフェーデの意味で知られていた⁽⁹⁾——。なぜ16世紀になると、《*orveide*》が《*urfrieden*》へと表現法を変えていくのかは、わからない。ともあれ、この言葉の意味については今後検討を重ねたい。

付言しておきたいもう1つは、「法意見」の言葉である。これは後で2で触れるようにいささか史料に引きずられた用語法だが、「法鑑定」といった意味である。本稿が取り上げるウァフェーデの時代の最初期頃に公布されたカール五世刑事裁判令（1532年）の例でいえば、この帝国法がさまざまな箇条で、例えば《判決発見人たちは、身体または生命に刑罰を科するには、いかにすれば相当なりやについて、訴訟記録送付による鑑定を求めべし。》（第178条）と述べる中の《鑑定》の言葉に当たる。つまり、ある具体的な裁判事件の審理の経過中に、今後進めるべき手続き、下すべき判決、科すべき刑罰等に関して、ツェアブスト市はマクデブルク審判人の法の見解——法意見——を聴こうとした。個々の法生活を一般的抽象的に規律すべき法がなんであるかを問うたのではない。このような場合に、「法意見」なる言葉を用いるのがふさわしいのかどうかは、1つの問題になるかも知れないが、当面この言葉を用いておきたい。ただ、どのような意味で用いようとするのかは、以上のとおりである。

最後第3に、ウァフェーデの誓約証書自体は本稿の考察の枠外にある。ウァフェーデを科せられるに至った事件がどのような事件であるのか、この事件の記録からはなにが明らかになるのかだけが本稿で問題となる。

本稿は、上述したように利用できる事例がごく限られている。従って、僅かな事例からウァフェーデをめぐる諸問題に関してなにかしら確定的なことを述べようと意図するものではない。ただ、事例を少しずつ着実に積み重ねていき、これに基づいて発言をしていこうとする筆者のウァフェーデ研究のためにささやかな一寄与を果たそうとすることにすぎない。

2 質問書・一件書類・回答書

——ツェアブスト市とマクデブルク審判人——

マクデブルク審判人がツェアブスト市当局に手渡した回答書はどれも、ほぼ定型的な構成をとっている。冒頭は《*Unsern freuntlichen grus zcuvor. Erszamen bezundern guten freunde*（まずもって、われらの親愛なる挨拶を受けられんことを。名誉ある、とりわけて善良なる友らよ）》の言葉で始まる。回答書の末尾は《*Von rechts wegen. Vorsiegelt mit unserm ingesiegel*（法の名において、件の如し。われらの印章を掛けて封緘がなされる）》の文言で終わる。その間に挟まれた部分が、回答書の本体をなす。これ自体2つの部分に分かれる。1つは(a)市当局が審判人に送付した一件書類の内容を、審判人側が要約風に纏め上げた箇所である。もう1つは(b)回答そのものの箇所

である。このところこそは、回答書の要の部分である。この部分ではまず定型の文言でもって《*sprechen wir scheppen zcu Magdeburgk vor recht*: (われらマクデブルク審判人は裁判所にあつて述べる所、かくの如し)》と記され、以下その内容が続く。ではこれら(a)(b)は、どのような関係にあるのであろうか。それは、こういえよう。(a)は、(b)に述べる回答を根拠づけるためのものであり、根拠づけに必要なかぎりで纏められている、と。この点については、直ぐ後で事例を挙げてもう少し具体的に述べたい。なお、(b)の回答は当時の言葉で、例えば《*urthell* (判定)》とも呼ばれていたが、この問題についても本節後段で触れたい。

さて、マクデブルク審判人は法意見を表明するのに、なにを根拠にしているのであろうか。例えば、訴訟の当事者を直接訊問したり、証人から陳述を求めたりするのであろうか。そうではない。すべてツェプスト市当局が事前に審判人に送付してきている書類に拠って法意見を述べるのである。以下では、2点の具体的な事例に基づいて考察したい。これらはウァフェーデの事例ではないが、フェーデの事例と比較する上では有益なので取り上げる次第である。

まず、ある奉公女が犯した嬰兒殺しの事件(1534年)⁽¹¹⁾を例にとろう。審判人に送付された書類について回答書は、こう述べている。《ある捕らえられし奉公女の件に関わつて、あなたがたがわれらに送致せる質問書と、ここに述べられたる事件報告とに基づいて (*Uf euer an uns gelangte frageschriefft und darin vermelden bericht,eine gefangne dienstmagt belangendt*)、われらマクデブルク審判人が裁判所にあつて述べる所、かくの如し)》と。ここからは《質問書(*frageschriefft*)》と《事件報告(*bericht*)》とが存在したことがわかる。繰り返していうが、これらのいずれも直接にはわれわれは見ることができない。ただ、このうち《事件報告》については、後述する諸事件の紹介からわかるように、審判人の回答書に要約風に再現されているので、その内容はほぼ見当がつく。これにたいし、《質問書》にはなにが記されていたのかは、なかなか判断が難しい。ただ、若干の示唆を与えるものとして、後述の3に掲げる事例を見られたい。

ともあれ、奉公女の子殺しの事件について、審判人の法意見を聞いてみよう。《もし、前述の奉公女が、次のこと、すなわち彼女が生きて産まれたわが子を殺した (*ire eigen kindt, szo lebendig geboren,umbgebracht*) ことにたいして刑事的に訴えられたるときには、裁判所の前で自由に、任意に、縛られていない身で公然と (*frey, ledigk und ungebunden offentlig*) 自白する (*sich bekennen*) ならば、そのような悪しき行為のゆえに (*von wegen solcher boscher tadt und verhandlungne*) 剣でもって身体と生命とについて処罰を受けなければならない (*wehre auch dieselbige...mit dem schwerte zcu leib und leben zcu straffen*)。》この意見から推測するに、市当局が発した《質問書》に述べられていたものは、次の2点ではないだろうか。1つは、子殺しについて奉公女を有罪にするには、いかなる手続きが必要なのか、とりわけ、有罪を立証するために自白はどのような状況の下で表明されたものでなければならないのか、である。もう1つは、彼女が有罪のときに科せられるべき刑罰はなんであるのか、である。以上の推測が的をえているとすれば、市裁判当局の質問は簡明なものである。と同時に、当時の刑事手続き——糾問手続き——の進行と、刑事刑の種類とをめぐる基本的で重要な諸問題の1つに関係していたことがわかる。

上の事例では《質問書》と《事件報告》とが市当局から審判人に送付されるものとして挙げられていたが、次に、回答書によっては、もう少し具体的な事情がわかる事例もある。ヤーコブ・ランゲ *Jacob Lange* がパウル・コッペハイル *Paul Koppeheil* にたいして訴えを起こした事件——原告の子女に加えられた傷害 (*dem beschedigten megdelein*) の事件——に関する回答書が、それである(1597年)⁽¹²⁾。この事件については、市当局は審判人に《*abschidt* (報告書)》すなわち一件書類

を送っている。そこには、原被両造の攻撃・防御に関係する諸文書が含まれていた。原告の告訴状 (*clage*) があり、告訴を受けて立った被告の異議申し立て書 (*protestation*) があった。また市当局が聴取した証言の記録 (*gefurtes gezeugnusz*) がある。さらに被告側の告発状 (*ungehorsams beschuldigung*)、市当局からの召喚状 (*citationes*) があり、これら以外の諸書類 (*andere schreiben*) があった。これらの一件書類の他に、市当局の、《あなたがた [審判人] がこの件について、なにが法であるのかを教示してくれるよう請願する (*des rechten euch darüber zu belehren gebeten*)》趣旨の質問書が審判人に送付された。ここに《なにが法であるのかを教示してくれるよう請願する》云々とあるところから、本稿は審判人の回答を「法意見」と呼ぼうとしたのである。ここで注意すべき1つは、《なにが法であるのか》の《法》とは実体法の他に、裁判の進行をめぐる法である。従って、法意見とは、刑法および刑事裁判手続き法をめぐる意見を指している。もう1つは、以上からわかるように、マクデブルク審判人は、札問手続きのみならず、告訴手続きについても法意見に応じていた。

さて、以上の送付書類を受けて審判人は、以下のとおり法意見を述べる。原告は自己の告訴には理由があること (*den grundt seiner clagen*) を、法にあるごとく (*wie recht*) 立証して (*dargethan*) いる。被告は、異議・抗弁の申し立てをしてはいるが (*derwegen angeklagter seiner protestation und einwendens ungeacht*)、しかし被害子女に加えた傷害 (*die zugefugte vorwundung*) を人命金の4分の1をもって償う (*mit dem virthen teil eines wehrgeldes zu vorbussen*) 義務がある (*schuldig*)。と同時に、治療費 (*das artzlohn*) と、立証できた損害の補填のために支出した経費 (*beweisliche schäden sambt aufgewanten unkosten*) とを支払って損害を償う義務がある。ただし、支払い額は《中庸の程度を超えないように (*auf moderation*)》しなければならない。最後に、審判人はこう付け加えている。《[被告パウルは] その他に、少なからぬ額の罰金、比較的長期に及ぶ拘禁、あるいは有期の追放、のいずれかによる処罰を被るが、彼はこれらのいずれか1つを選ぶことができる (*mag darüber wilkorlich mit einer tapfern geltbusse, lengerm gefengnusz oder zeitlicher vorweisung gestrafft werden*)。》ここには、種々の刑罰が挙げられ、上述した「民事的賠償」の義務の他に「刑罰」が科せられているのがわかる。

ところで、審判人の回答書が市当局に渡された後、回答書の表側の隅には、市当局側の手跡でこう書き込まれた(編者の注記による)。《この判定は、パウル・コッペハイルの妻と、彼 [パウル] の代理人パウル・ヒルスマン (*seines volmechtigen Pauli Hirssmanni*) とを事前に召喚した上で、彼らの眼前で、公けにされ通告され (*publiciret und eröffnet*) る。1597年6月9日。朝9時。》ここに《*diss urthell* (この判定)》と見える。この言葉が、回答を受けて都市裁判所 (*stadgerichten*) が下した判決を意味するのであれば、とくに問題はない。

他方《*diss urthell*》の言葉が審判人の回答を意味するととると、問題はなかなか微妙である。審判人は法意見を述べたのであり、「判決」を下したのではない。上述の事例でいえば《なにが法であるのかを教示してくれるよう》市から請われたがために、これに応えたのである。すなわち《*rechtsbelehrung* (法の教示)》—— 後述3の事例にある言葉 —— である。従って、法の教示が《*diss urthell*》と呼ばれたことになる。しかし、他方で、《*diss urthell*》の言葉からは、またこの判定が《公けにされ通告される》との文言からは、次のことが推察できるかもしれない。審判人の法意見は、これが果たした機能の面から見てみると、審判人が宣告し、ツェアプスト市に指し示した「判決」であるかのように、市当局によって捉えられていたことである。この意味では、審判人の法意見の持つ、勝れて権威的側面が現われていることは間違い。

3 一件書類一斑

—アンドレアスおよびゲオルクの事件・盗みから—

ツェアプスト市はマクデブルク審判人に法意見を求めるにあたって、既述のとおり一件書類を送付した。ただし、その内容はほとんどの場合直接には知ることができない。ところが、稀ではあるが、一件書類そのものを読むことができる事例が存する。それが、アンドレアス・シュタルクおよびゲオルク・ツヴェンツィックのウァフェーデ事件に関して送付された一件書類である(1600年頃)⁽¹³⁾。以下でこれに基づいて一件書類の一つを提示したい。法意見の授受をめぐる、文書上の手続きの一端が明らかにできると考えるからである。

市当局は、アンドレアス・シュタルク *Andres Starck*——別名コッペン *Koppen*——という18歳の男を捕らえた。容疑は盗みであったが、その詳細はわからない。歳も若く、とても危険な人物とは思われなかった (*seines alters ungeferlich*) ので、初めは任意のかたちで (*erstmals in der guthe*) 自白を引き出そうとしたが、彼はいっかな自白に応じなかった (*nicht bekennen wollen*)。そこで、刑吏は彼を拷問具であるハシゴの在るところに導き (*durch den scharfrichter uf die letter furen*)、彼の両脚に据え付けた締付け具によって少しばかり圧迫し攻撃を加え (*mith schreuben, die ehr an seinen beinen gelegt, ein weinick bedrangen und angreifen*) た。これによって得られたのが、添付の調書においてAの印のついた (*mith A signiret*) 自白 (*beivorwarte bekenntnisse*) であった。

このところで一件書類は一転して、次にゲオルク・ツヴェンツィック *Jories Zwentzick* の事件の記述に移る。ゲオルクは15歳で、容疑はやはり盗みである。彼が拘引されたそもそのきっかけは、先に有罪の判決を受けていたマルガレータ・シュヴェルトマン (*die gerechtfertigte Margaretha Schwertsmanns*) なる女が、彼女の自白の中で (*irem bekenntnusz nach*)、彼に盗みの罪を着せていた (*mit beruchtiget*) ことによる。ところで、その盗みの罪であるが、ツェアプスト市長フランツ・ハイゼ所有の納屋から若干の丸太を盗み出したこと、またマルガレータが教会堂から糸繰り車 (*ein rath*) を引きずり出すのを手助けしたことぐらいで、当初はそれがせいぜいのところ (*erstlichen nicht mehr*) だった。それで、市当局はウァフェーデを誓わせ、十分な保証人を設定させた上で (*uf einen urfrieden und genugsam burgschaft*)、彼を牢から釈放する (*des gefencknusz widder losz zu geben*) のがよいと思料し (*bedacht*) た。しかも、彼の保証人たち (*seine burgen*) は、市にたいしてこう誓約し約束していることもあった。保証人らはゲオルクによるウァフェーデの遵守に責任を負うが、これは誓って間違いのない (*vor den urfrieden zu haften mit hantgegebner treu*) ことだ、と。

このように市当局はゲオルクにウァフェーデを誓わせようとしていた矢先、市参事会員の幾人かが特別の任務に忙殺されて市参事会を不在にしている (*etzliche herren aus unserm mittel nicht bei handen, besondern etzlicher gescheft halben uber felt gewesen*) 事情が出てきて、ゲオルクを直ちに拘禁から解くのができない (*nicht als bald des gefencknusz entlediget worden*) ことになった。こうして、彼は牢に留め置かれる状態が続いた。

他方、そうこうするうちに、前記アンドレアスが拷問による訊問において (*in der tortur*)、ゲオルクにさらに別の(おそらく別の盗みの)罪を着せ (*ferner beruchtiget*)、この罪に関する新たな徴表 (*neue inditia uf ihme*) を差し出すに至った。こうしたことから市当局は、両者を牢舎において対面させ、アンドレアスがゲオルクの罪に帰した盗品名をゲオルクに突き付けて、任意の自白を得るため彼を責め立てた (*die artickel, womit ihn Andreas Stercke bezichtigt, in der guthe*)

vorgehalten)。ゲオルクは自白をおこない、これが、添付の調書でBの印のついた自白 (*beverwert bekenntnisse, mit B signireth, gutlichen ausgesagt*) を意味していた。

審判人に送付された一件書類は、このところまで書いてきて、以上の点について法の教示が必要である (*hiruber rechtsbelerunge von nolthen*) と続ける。こうして市当局は、審判人に好意ある援助を乞う (*demnach bitten wir freuntlich euir a.gunsten*) ののである。それは(a)アンドレアスとゲオルク二人の自白 (*beiderseits gefangener bekenntnisse*) を市当局にとって有利になるようあらゆる点から評価されん (*allenthalben gunstighen bewegen*) こと、(b)二人の非行はいかなる刑罰に値するののか (*was sie derwegen vor ein straffe verdienet*) につき法を示されん (*des rechten berichten*) こと、である。最後に一件書類は、こう結ぶ。《われら [市当局] は、あなたがた [審判人] の愛顧に応えるべく、これにふさわしい仕方で、友好関係を取り結ぶに値することを進んでおこなうつもりであります (*Seint wir umb euir a.gunsten neben der gebur freuntlich zu vordienen erbottigk*)。日付は (*Datum*) …》と。この後に、《古都市マクデブルクの審判人殿へ (*An die scheppen der alten statt Magdeburgk*)》と宛て名が記される。

以上が一件書類の大筋の内容である。ここで、3点気づいたことを指摘しておきたい。第1に、この事件について、審判人から法意見の回答があったのかどうかは、不明である。これと関連するが、この盗みの事件を記録した一件書類は、編者の注記によると、ツェアプスト市文書館に所蔵されている。ということは、審判人に送付されたはずのこの文書は、再び市当局の手に渡っている。つまり、審判人は一件書類を返還したことになる。当該文書の筆写本が審判人に送付されたというのでないかぎり。ただ、もう1つの可能性がある。この一件書類は一旦認められたものの、なんらかの事情で審判人には送付されなかったということである。第2に、一件書類の末尾には審判人への質問事項が記載されていた。この意味では、一件書類そのものが質問書を兼ねていた。この点について付言すると、やはり編者の注記によれば、この一件書類は2葉の紙片に記述され、その裏面には市側の手跡によってであろう《アンドレアス・シュタルクおよびゲオルク・ツヴェンツィックが犯した盗みの事件に関する、マクデブルク審判人への質問書 (*Frageschriefft*)》と記されていた。第3に、一件書類にはA B二つの自白調書が添付されていた。調書自体は、見ることができない。これは、審判人の手元に止め置かれたのであろうか。他方、一件書類が結局送付されなかったとしたら、自白調書も同様の運命にあったことになるだろう。

以上はともあれ、ここで問題があるのは、1つは、上記の質問事項の(a)の趣旨である。審判人に法意見を求める趣旨は、おそらく、取得できた自白の信用度の問題にあったのではないか。両人が18歳、15歳と若く、従ってどこまで彼らそれぞれの自白が信用できるのか、またいずれの者も非行者であってみれば一方の他方にたいする自白が果たしてどこまで信用できるのか、の問題である。従って、審判人がこうした問題を克服し二人を断罪するのに有利になるような回答を、ツェアプスト市は請おうとした。これが(a)の趣旨ではないか。

問題のもう1つは、一件書類の冒頭には、こう述べられていた。《あなたがた [マクデブルクの審判人] が好意によって下した判定に従って (*Euir a.gunsten zuerkantem urteil nach*) われわれ [ツェアプスト市] は》アンドレアス・シュタルクを訊問し、初めは任意のかたちで自白を引き出そうとした云々、と。これによると、市はこの一件書類を送付する以前にすでに審判人に法意見を求めていた。これにたいする回答において審判人は、18歳という年齢の者で、しかも特別に危険な人物ではない者にたいしては、できるかぎり任意の自白を取ること、どうしても任意の自白が得られないときにはしかるべき拷問による自白聴取に移行してよいこと、といった法意見を

述べていた、と思われるのである。こうした事情からは、都市と審判人との間で、ある特定の事件の裁判をめぐる双方がある程度納得の行くまで、やりとり——いわゆる問答——が繰り返されていたことが窺える。また憶測をいえば、こうしたやりとりのおこなわれていたひとつの背景には、法意見を受け取った都市裁判所側に疑問が出たり、市参事会員の間で見解が別れたりしていた事情があったこと——このようなことが考えられないだろうか。

4 ウァフェーデの諸事例とその分析

さて、法意見にあらわれたウァフェーデの諸事例を挙げ、その分析に移りたい。分析は、マクデブルク審判人側からの回答書を大方忠実に読み解く方法で進めていきたい。ウァフェーデの背景、もしくは原因となっていた事件を把握することは、ウァフェーデそのものの考察にとって重要な仕事となるからである。しかし、回答書に要約風に述べられた限りの材料からでは、おのずと限界があろうが、いまはそれに甘んじておきたい。¹⁴¹

(1) ヴァレンティーン・ゴルギンの事件

ツェアプスト市はヴァレンティーン・ゴルギン *Valtin Gorgin* の事件の一件書類をマクデブルク審判人に送付した(1534年頃)¹⁴⁵。彼女の事件がなんであったのかは、残念ながらわからない。彼女は捕らえられ訊問を受けて、自白した。しかし市当局は彼女を有罪無罪いずれとするにしても、この自白 (*bekenthnus*) では不十分と見た。さらに一層真実を発見するために (*umb ferner erkundunge der warheit*) 拷問をおこなって (*mit peinlicher frage*) でも事案を明らかにしようとした。そこでマクデブルク審判人に問うのである。これまで得られた彼女の自白 (*ihre...bekenthnus*) と、他の婦人たちの証言 (*ausszage der andern weibern*) との内容は、拷問をおこなうのに十分の徴表および推定として (*als genugszame inditia und vermutunge zcur tortur*) 認められるものかどうか、と。もちろん、市当局は法意見を問う質問書に添えて (*hir neben*) 自白と証言の内容を書き写したものを審判人に送付して (*uberschickte*) いる。因みに、ヴァレンティーンが《他の婦人たちの証言》によって訴追を受けたということは、彼女の事件は女性特有の事件、とりわけ魔法行使の事件と見られぬこともない。

さて、審判人の意見は、こうであった。これまで得られた自白および証言に基づいて拷問による聴取をおこない、追及しうる (*mit peinlicher frage magk verhort und angegriffen werden*)、と。そして、こう意見が付加された。その後の手続きで (*alsdan*) 彼女が、拷問によってであれ、よらずにであれ (*in der tortur ader szunst*)、自白するにせよ、せぬにせよ (*bekennen wirdet ader nicht*)、これらのものに基づいて、《なにが法であるか[の判決]が宣告される (*ergethet weyter, was recht ist*)》と。自白が得られなかったことも評価した上で——従ってこの場合は無罪との——判決が下されねばならない、との考え方がここには窺えないであろうか。

審判人から法意見を受け取った市は、法意見に添ってヴァレンティーンにたいし手続きを進めたであろう。手続きを進めた結果として、またもや市は審判人に法意見を求める質問書を、彼女の自白を記録した一件書類 (*urgicht*) と共に送付する。¹⁴⁶ 質問の趣旨は、その後の手続きによってヴァレンティーンの自白が新たに得られたが、果たしてこの自白に基づいて彼女にたいし刑罰を、しかも身体と生命とにたいする刑罰を科すこと (*zcu leib und leben zcu straffen*) ができるのであろうか、ということにあった。

審判人はヴァレンティーンに関する一件書類の送付を受け、これに基づいて (*Uf zcugeschickte urgicht, die Valtin Gorgin belangendt*)、刑事刑——しかも、身体および生命にたいする——科すのには、消極的な態度を示した。いわく、彼女が任意におこなった自白からも、拷問を受けておこなった自白からも (*aus dem bekenthmusz, szo gedachte Gorgin in der gute und tortur gethan*) 彼女に刑事刑を科すにたりるもの (*das sie zcu leib und leben zcu straffen sey*) すなわち証明が得られてはいない (*nicht zcu befinden*)、それがゆえに、彼女は収容されている牢から釈放されるべきである (*des gefengknusz billich ledigk und losz*)、ただし、彼女にたいしては〈いつものウァフェーデ〉を科して、このウァフェーデを担保するに十分な保証人を立てさせた上で (*uff einen gewontlichen urfrieden und genugsame burgschaft*) なければならない、と。なお、〈いつものウァフェーデ〉といった表現法については、後述(3)の事例で触れたい。

市が前回法意見を受けた後、みずから判決を下すことをせず改めて法意見を求めたのは、前回からの行きがかりもあろうが、今回取得できた自白の内容からいって果たしてヴァレンティーンの処罰が可能なのかどうかについて、不安があったからであろう。

(2)未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件——魔法の行使——

未亡人アンナ・シュヴェルトマン *Anna Schwertman*——この名前そのものはマクデブルク審判人の回答書には出て来ていない。編者の注記によったもの——の事件は、上記ヴァレンティーン事件と比べれば随分詳しく報じられている (1534年頃¹⁷⁾)。魔法行使の事件である。審判人の回答書は、ツェアプスト市当局から受け取った一件書類に基づいて次のように事件を再現している (*Helt sichs euern bericht nach*)。

ある若夫婦は結婚以来幸福生活を送っていたが、同居の夫の母 (*desselbigen mannes mutter*) からみれば、夫婦のそのような仲睦まじさ (*solche liebe und freunthliche eynigkeit*) にはどうも我慢がならなかった。そこで彼女は夫婦の仲を裂こうと思い、ある女 (*ein ander weib*) を味方に引き入れ、息子が妻を今までの通りに愛するのをさせぬよう助言と助力を乞うた (*ihr son sein weib nicht so heftig lieben mochte, darzu rath und hulfe zu vorschaffen gebeten*)。この女——彼女が未亡人アンナ・シュヴェルトマンであった——はそうしたことができる能力を持つと信じられていた。母親が請うのに応えてアンナは若夫婦の髪を毛を手に入れて、これを燃したり、とくに夫にはある薬味入りの飲食物 (*ein kraut*) を与えたりした。その結果 (*dar von*) 夫は妻にいたく不機嫌となり (*ehr in seinem hertzen gegen sein liebs weib so heftig vorbittert wurden*)、妻の話を開こうとも妻を見ようともしなくなった。のみならず妻を見かけると間断なく (*ohne unterlass*) 殴る蹴るの暴力を加え (*schlehet, reuffet*)、あまつさえ妻の顔に厭わしい痣さえもこしらえ (*auch im angesichte beschandflecket*) させた。このようになってきて周囲の人々は妻女を夫の前から隠したり、夫が狂ったように (*wansinnigk*) なっているときは彼を取り押さえたりしなければならなかった。こんなそんなで、未亡人アンナの怪しい行動があったり母親の動きがあったりして、次第に若夫婦の間の争いが公然となってきた (*offenbar wurden*)。

以上が未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件の大筋である。では、こうした状況の下でツェアプスト市当局はどのような対応をとったのであろうか。ことが公然化してきたため捨て置けず、事件の詳細を、信用に値する2人の男性市民 (*zwene glaubwürdige memmer*) に聴取させた。1人は母親に、1人はアンナ——彼女はこのとき〈*meisterinne*〉と呼ばれている。魔法を操る「その道の女」というほどの意味であろうか——に、事件の経緯 (*whie sich oberurte geschicht allenthalben*

zugetragen) を聴いた。聴取の報告を受けたところで、市当局は《質問書 (frageschrift)》をもって審判人に法意見を求めることにした。質問の内容はわからないが、回答書から判断するに、1つは、母親、アンナの兩人を牢に収容する (gefenglich einzihen) のが正当な権利の行使となるかどうか、もう1点は、以後の手続きはどうすべきか、にあったであろう。

審判人は、第1点について、市当局は2人を牢に収容する正当な権利 (zu rechte guth fug und macht) を持つとみなした。第2点については、2人をまづもって拷問によらずに任意の自白を求めるため訊問する (sie in der gute erstlichen verhoren) 正当な権利があるとみなした。そして、こう続ける。彼らが任意に自白するにせよ、せぬにせよ、それらに基づいて、《なにが法であるか (was recht ist)》の判決が下される、と。

ところが、未亡人アンナの事件の裁判は、これで終わらなかつた。というわけは、アンナが直接審判人に質問書を送付し、法意見を求めたからである。アンナが法意見を求めるに至った経緯は、彼女が審判人に提出した一件書類にみえる。これによると、以下のようである。かの母親——ここでは、リーゼンドルフ夫人 die Dysendorffine と呼ばれている——は、息子——ここでは、ダニエル・リーゼンドルフ Daniel Lysendorffe と呼ばれている——に魔法をかけ (bezeubert) たのはアンナではないかと疑いを抱いた (bearwohonet)。つまり、リーゼンドルフ夫人が唆した事件でない、ということである。この嫌疑のゆえにアンナは、市参事会によって (vom rathe zu Zerst) 捕らえられた。彼女は、今後都市を離れる、担保として保証人を差し出す、とウァフェーデを誓った上で (mit einem uhrfriede und burgeschaft, der stadt euch hinfurder zu eussern) 牢から釈放された。しかしアンナとしては、夫人の息子に魔法をかけたことは身に覚えがなく容疑を晴らそうとした。そこで、身の証しを立てるにはどうすればよいのか、と審判人に意見を求めた。アンナが法意見を求めるに至った経緯は、こうであった。このとおりとすると、夫人の告訴によってアンナは捕らえられたが、有罪の立証に必要な自白はえられなかつた。ために、釈放されたが、しかしウァフェーデを交わすことが条件となっていた。

審判人の回答書は、アンナの求めに答える。リーゼンドルフ夫人が、申し立てた行為について (der zugesagten that) 立証ができぬのに、また行為を明らかにすることができぬのに (unerweislich und unerfintlich) アンナに罪を着せた (bezichtigt) というのであれば、アンナは夫人を市参事会に告訴する権利を持つ。告訴は代理人によって (durch euerm vollmechtiger) なしうる。夫人が弁論において (in ihrer anthwort) アンナの有罪を立証できぬ (nicht uberwinden noch uberweisen) ときは、彼女はアンナに損害を賠償する (khar und abetracht zu thuen) 義務がある、と。もし、アンナが訴訟に勝てば、彼女に科せられていたウァフェーデは効力を失うことになる。一般には糺問裁判が優勢となる中で、この事例では審判人は、当事者中心の裁判の提起を促している。

以上から見るに、未亡人アンナの事件はどのような事件だったのであろうか。審判人から法意見 (上記) を受け取った市当局は、リーゼンドルフ夫人とアンナとを訊問にかけたが、しかし自白を取得するための拷問をおこなうのに十分な徴表が取得できなかった。そこで、ウァフェーデを科すことで事件にケリをつけようとした。ところが、それは兩人にではなく、アンナのみに科せられた。これは、夫人が、息子を魔法をかけたのはアンナであると訴えたのを、市当局が重視したことに理由があろう。これにたいし、アンナは已れだけがウァフェーデを誓約させられ、都市を追放されるハメに陥ったのは、夫人によるいわば誣告によるものと訴え、救済を審判人に求めたとみられる。

(3)フリードリヒ・ディーツカウの妻の事件——夫の致死——

事件は、妻による夫致死の事件である(1540年¹⁹⁾)。夫婦の一見ささいな喧嘩からことは起きた。夫フリードリヒ・ディーツカウは、なんらかの原因からか妻女 *Friderich Dietzkaus frauen* の髪を毛をつかんだ上で殴ろうとして、反対に彼女から小杖で打たれた。その後彼は病に伏し、数日後に死亡した。妻から打たれたことと、死亡との間の因果関係について、マクデブルク審判人は、ツェアプスト市当局から受け取った一件書類に基づいて (*euerm bericht nach*)、こう述べる。夫フリードリヒはすでに年老いており以前から身体も弱かった (*ein alter vorlebter schwacker man*)。他方で、死亡する少し前には漁から帰るといったこともあった (*kurtz zcuvor aus der fischerey gekommen*)。彼が死亡したのは、漁から帰って若干日時が経過した後である。こうなると、彼の死亡は、妻に打たれたことではなくて他の原因(とくに病気)による (*ander kranckheit, und nicht der einige schlach, des todes ursache sein moge*) ものと考えた方がよいと思われる、と。

以上のように事実を確認した上で、審判人の意見はこうであった。現在捕らえられている妻は、このような事情の下では (*nach gelegenheit dieses falles*) いかなる罪からも免れ (*aller beschuldigung verschonet*) 拘禁から釈放される (*des gefengnus...ledigk*)。都市から追放されることもない (*auch ane vorweiszunge der stadt*)。ただし、事前に〈いつものウァフェーデ〉を誓約させた上で (*uf vorgehenden gewontlichen urfriede*) 釈放されると。このように妻女は〈いかなる罪からも免れ〉るされつつも、他方でウァフェーデを誓わせられるのは、どうしてなのだろうか。よくは、わからない。おそらく、直接の原因は彼女になくとも、ともあれ夫が死亡したという結果を考慮したものと思われる。あるいは妻の性格が狷介であって、このため家庭内に紀律の乱れがあったのを直すという観念が働いていたのかも知れない。

ここで1点付言すれば、一般に回答書は、ウァフェーデに言及するとき〈ウァフェーデ (*uhrfriede*)〉を誓わせる(例えば、前記未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件)と言い、あるいは、本事件のように〈いつものウァフェーデ (*gewontlichen urfriede*)〉を誓わせる(また例えば、次のアンドレアス・ジーモンの事件)と述べる。両者に内容上違いを認めた上で、こうした言い方をしているのかどうかは、今後検討を要する。ただ、〈*gewontlichen urfriede*〉には「これまでとおり」の、また「慣行となっている」ウァフェーデの意味の他に、「通常の」言い換えれば「特別のものでない」ウァフェーデの意味があるとすれば、こうだろうか。〈*gewontlichen urfriede*〉とは、都市からの追放を伴わない形態の、いわば単純な(言い換えれば、復讐の断念のみを誓う)ウァフェーデである。また、保証人設定の義務を伴わない場合も、この単純な、すなわち重い負担のないウァフェーデに属していると。本事件の場合も、フリードリヒ・ディーツカウの妻の娘は、保証の責任を免がれている (*ire tochter der burgschaft auch billich losz gegeben*)。なお、こうした家庭内事件においては、ウァフェーデの誓約を担保する保証人には家族の一員が就くのが通例であったとすれば、この事例がそのことを示していよう。

(4)アンドレアス・ジーモンの事件——脅し——

アンドレアス・ジーモン *Andres Simon* はツェアプスト市あての書簡 (*eynen brieff*) を市城門に (*an euer stadt thor*) クギで打ちつけた(1540年²⁰⁾)。そこには、市当局もしくは全ヴェンドラント (*yhr ader die gancze gemeyne Wendelands*) が危害に晒されるであろう (*schaden nehmen wurden*) と書かれてあった。いわば、加害予告の脅しである。なお、この書簡は筆写されて (*lauts ingelegter copien*) マクデブルク審判人に一件書類と共に送付された。アンドレアスがこの行為に

及んだ元になっていたのは、都市当局にたいする彼の恨み、もしくは憤りにあったようである。というのは、彼の父親がかねてから市当局にたいし訴訟を提起していて、アンドレアスはこのことを、あるいは父親の権利を当局に忘れさせないで (*seyne vadtern clagen ingedencke zcu seyn*) おこうとした。父親は訴訟提起中に死去したが、息子は権利を実現せんとして果たせなかった父親の無念を思いやって、市当局の父親にたいする非情を恨んでいたようである。このことから、市当局にたいし憤りの気持ちをもって脅しの行為に及んだ (*darane hat ehr euch unguethlichen getan*) と思われる。ところが、彼は実際の加害行為に着手することなく (*keynen schaden begangen*)、それ以前に、ヴェンドラント (スラブ人の土地) において市当局による追跡の途上で捕らえられてしまった (*uff nachtrachtunge gedachts Wendlands in gefengnus gebracht*)。

そこで、市当局は事情がこのようなときに当局がとるべき手続きについてマクデブルク審判人に意見を求めた。回答書は、こう述べる。事件の事情がこのようであるならば (*nach gelegenheydt dieses falles*) 捕らえられている者は、次の点について十分な保証および約束をおこなう (*eyne genugsame burgerschaft und vorsicherungh zcu thun*) 必要がある。アンドレアスは今後、都市当局と市民団体とに危害を及ぼすことなく (*euch und die gemeyne nicht bescheidigen*)、彼自身が脅しを犯す前に有していた権利、および彼の亡父が訴訟を起こす前に持っていた権利に満足し、なんらかの口実を用いてそれら以上の権利を求めようとはしない (*sich an gleyche und seyne vorstorben vadters angefangen rechten unausfluchtig wolle begnügen*) ことである。そしてマクデブルク審判人の意見は、こう締め括られる。以上について十分な保証および約束が彼から得られたのならば——十分の保証および約束が得られた後でなければならぬ、それらが得られる前ではいけない (*alsdann, und nicht ehir*) ——彼は、〈いつものウァフェーデ〉を誓った上で牢から釈放される (*uff eynen gewonhlichen urphede widderumb billich enthlediget*) と。

じつは同じ時期、アンドレアス・ジーモンの事件については、もう1つ審判人の法意見の記録が遺されている。²¹⁾ここに、こう述べられている。現在囚われの身にあるアンドレアスは脅しの書簡を市門に張り付けた後 (*nach angehangenen droubrieve*) 捕らえられてしまい、実際には脅迫の行動は起こさなかった (*mit der tadt nichts zcu wercke geszacet*)。こうした事情の下では、彼にたいしては牢に抑留する以上のこと——すなわち、彼の身体にであれ生命にであれ、刑事刑をもって罰することはなしえず (*szo ist ehr auch nach rechte an seynem leybe edder leben mit eyniger peynligkeit uber die gefengliche enthaltung weyter nicht zcu straffen*) と。

この法意見が、前回の法意見と時間的にどのような関係にあるのかは、わからない。なぜ、(市当局から) 2つの質問が、また (審判人から) 2つの法意見がことさら別々に出されねばならなかったのであろうか。その間の事情もわからない。今回の法意見が前回のものに先行していたと見ることができれば、論理的にはわかり易いが、実際のところはどうかであったであろうか。例えば、前回の法意見を受け取った後、市当局内部で、アンドレアスにたいする手続きをめぐって見解——すなわち、ウァフェーデによる処遇派、刑事刑による処罰派といったように——が別れ論議が起り、改めて審判人に意見を求めたというような事情が考えられなくはない。こうした事情が考えられるとすると、市当局と審判人との間は、一方通行的関係ではなく、法意見をめぐってやりとり——問答——があったことになる。

なお、アンドレアスがおこなった脅しは、上述のように、市当局のみならず、都市を含むラント全体にも向けられており、この意味で、一種の「ラントツヴァンク (Landzwang)」の行為とも見られる。この行為は、16世紀における犯罪現象の1つの特徴をなしている。この脅しがたんに

脅しに止まらず実行された——しかも、フェーデの一環として——例は、歴史的事実に基づいたハインリヒ・フォン・クライスト作『ミヒヤエル・コールハースの運命』(1808-1810年)で描かれている。この作品では、ヴィッテンベルク市街の焼き打ち——「余コールハースは町に火を放てり」——が起きている。²²¹わがアンドレアスの事件の5年前のことである。

(5)バステアン・ツェアプスティンの事件——魔法の行使——

バステアン・ツェアプスティン *Bastian Zcerwstlin* の事件をめぐるのは、法意見の記録が3つ遺されている。いずれも16世紀中頃のものである。事件は《魔術 (*zceuberery*)》の行使である。ヤーコブ・ヴァールヴィッツ *Jacob von Walwitz* は魔術行使の疑いでバステアンを訴えた。²²¹そのため彼女は捕らえられた。ところが、訊問の結果次のことが判明した。じつは、このヤーコブ自身が、彼ヤーコブに魔法をしかけるよう彼女に望んだ (*itzt bemelter Jacob von Walwitz seinem... von der Zcerwstinnen zceuberery begeret*) こと、このために彼は、彼女に贈り物 (*geschencke und gaben*) を贈ったことである。これらは、ヤーコブ自身が述べて (*eygenen antzeigen nach*) いたものであった。その後の手続きについてツェアプスト市がマクデブルク審判人に法意見を請う (*gebeten, euch daruber des rechten zcu berichten*) ことにした理由は、ヤーコブの告訴とバステアンの弁論との間のこのような食い違いにあったのであろう。

審判人の回答は、こうである。事情がこのようなからには (*nach gelegenheit dieses falls*)、バステアンがヤーコブにたいし魔法をしかけたとのヤーコブの主張に基づいて手続きを進めることはもはやできない。彼女の身体に刑事刑を求める彼の今回の要求 (*seine itzige peinliche szuchung widder sie*) を採りあげるわけにはいかない。もう一度 (*nachmals*) 市は、彼女にたいし真実の発見のために拷問を用いつつ訊問をおこなう (*umb erkundung der warheit peinlich befragen*) 権利がある。このことは、《すでに以前に、彼女 [バステアン] に関して述べた判定 [法意見]、そしてあなたがた [ツェアプスト市] に送付した、われら [マクデブルク審判人] の判定 [法意見] にあったとおり (*vormuge und inhalts unsers vorigen uber sie gesprochen und euch zcugefertigten urteils*) である》と。これによると、バステアンに関わる魔法事件については市は、ヤーコブが原告となった今回の事件の他にも、審判人に意見を求めていたようである。あたかもこのことを思わせるものが、次の事件である——もちろん、実際のところはよくわからないのではあるが——。

それは、ある親子が魔法行使の疑いをバステアンにかけた事件である。²²¹疑いをかけたのは、ミヒヤエル・ルルツの未亡人 *die Michel Lurtzin* と、未亡人の継娘カタリーナ *Catherina, ihre stieffochter* とである。母娘はみずから進んで、気おくれすることなく周囲の人々に (*frey und unverzagt undter augen*)、こう語っていた。バステアンは、夫ミヒヤエル・ルルツの死去時から今日に至るまでに多額の負債を支払ったし、生活ぶりも以前と比べてよくなっている、と。また、こうした証言以外に、市が審判人に送付した一件書類には、バステアンに関する噂も挙げられていた。彼女は金を持っているとか、彼女は魔女だ (*eine zceuberinne sey*) とかといったものであり、これが市中に広まって (*stadtruchtig*) いる、と。おそらく、バステアンが持っている金とは、彼女がミヒヤエルから奪い、この金で負債を支払ったものというのであろう。

こうした証言があり、噂が広がっている下でどのような裁判手続きが可能であるのか、ツェアプスト市は手続きの進行に関して審判人に意見を求める。これにたいする回答は、こうである。そのような徴表や推測が存するからには (*aus solchen inditien und vermutungen*)、市当局はバステアンを捕らえ、真実を探るために (*umb erkundung der warheit*) 彼女にたいし拷問によって (*mit*

peinlicher scherpfe) 訊問を加える権利がある、と。

バステアン・ツェアプステインの事件に関して遺されている3つの法意見のうち第3のもの⁽²⁵⁾が、本稿が問題としているウアフエーデに関係している。上述のとおり訊問を加えても、市当局は、有罪に必要な自白が得られず、またもや法意見を求める。この再度の求めに (*Uf abermals zugeschickte schrifte*) 応えて審判人は、以下の意見を表明する。市当局が送付してきた一件書類に挙げられている、これまでバステアンがおこなってきた陳述 (*euer schrifte und eingeschlossen urgicht*) 以上の、もっと強固な、もっと顕著な他の新しい徴表および推測 (*ander sterker und grosser neue inditia und vermutungen*) が無いのならば、バステアンにたいしてはこれ以上拷問による訊問を加えることはできない (*mit peinlicher tortur ferner nicht antzugreifen*)。前もってウアフエーデを誓わせ、この誓約を担保してくれる保証人を設定させた上で (*auf vorgehenden urfriede und burgschaft*) 半から釈放させるのが、至当であると。

(6)マテウス・ケルツェンドルフの妻の事件——盗品買い——

これは、一種の盗品故買の事件である (1597年)⁽²⁶⁾。ここに、マティアス・イエゼリック *Matthes Jeserick* なる者が登場する。彼は盗人であり、しかも常習窃盗犯である。マテウス・ケルツェンドルフの妻 *Mattheus Kertzendorfs eheweib*——以下では、ケルツェンドルフ夫人と呼んでおこう——の事件は、マティアスが捕らえられ、訊問を受け、その自白によって初めて明るみに出たものである。なお、他に、マティアス自身と、彼の仲間との窃盗事例が、マクデブルク審判人の法意見の記録、すなわち回答書からわかっているが、その記述は個々の盗品名と、これらを盗んだ場所とについて詳細を極めており、凄まじい盗犯ぶりを明るみに出している点で興味深い。

さて、本題のケルツェンドルフ夫人の事件である。常習盗人マティアスの自白から明らかになったのは、次のごとくである。マティアスはある夕刻ある結婚式である娘からグルデン金貨 (*etliche goltgulden*) を盗み、これを夫人の自宅に持ち込んだ。夫人を通してそれを他の貨幣に両替して (*die auszuwechseln und ander gelt darfur zu vorschaffen*) もらうためである。じつは、夫人はそれ以前にマティアスにこう打ち明けていた。彼が結婚式で金を盗ってきたら、それを彼女の姪 *ihrer schwester tochter* のところに送ってそこで両替させるから、と。マティアスの自白によって夫人が捕らえられた。

ツェアプスト市当局は、ケルツェンドルフ夫人の事件がいわば共犯者の自白によっていたので、その信憑性に疑問を持ったのか、審判人の意見を聴くため一件書類を送付した。審判人の意見は、以下のとおりである。真実の発見のため夫人は刑吏の面前で (*in kegenwart des scharffrichters*) 訊問を受けるが、拷問を加えられることはない (*jedoch ohne peinlichen angriff*)。訊問は次の点について誠心誠意 (*mit ernst*) おこなわれねばならない。彼女がマティアスを唆して (*angereizet*) グルデン金貨を盗ませたのかどうか、また彼が夫人のところに持ち込んだ金貨の額はいかほどか (*wieviel der gewesen, so er ihr zugebracht*)。さらに (両替のことなどを含め) 以上について詳細はどのようなになっている (*wie es darumb mit allen umstenden geschaffen*) のか。これらについて彼女が自白したならば、これに基づいて判決が宣告される。しかし、彼女が自白せぬときは (*Wo sie aber nichts weiters bekennete*) 市当局は訊問を続行することはできない。《いつものウアフエーデ》を誓わせた上で彼女は拘禁を解かれる (*uf einen gewonlichen uhrfriedt der haft entleddiget werden*) と。

(7) ハンス・ドーベリッツの妻の事件

ハンス・ドーベリッツの妻 *Hans Doberitzin* がいかなる事件によって捕らえられたのかは、わからない。彼女はツェアプスト市当局から訊問を受け、自白した(1600年頃⁽²⁹⁾)。マクデブルク審判人は、市当局から送付された質問書と、自白の調書 (*bekentnus und urgicht*) とに基づいて法意見を述べる。それは、以下のように簡明なものであった。彼女は、ウァフェーデを誓った後 (*uf gewöhnlichen urfried*) 牢から釈放される。ただし、事件の状況から見てみるに (*gestalten sachen nach*)、都市の裁判区から追放されるのがふさわしく今後都市に帰還する (*aus den gerichten, die nummernmehr zu beruren, billich vorwiesen wirdt*) ことはできぬ、と。追放に処されるのは、犯した罪が軽くなかったからであろう。上述未亡人アンナ・シュヴェルトマンが魔法の行使容疑で、同じく追放の処分を被っているのも、もしかすると、ハンス・ドーベリッツの妻も同じ容疑であったかもしれない。ともあれ、彼女にウァフェーデを誓わせたのは、直ちに刑事刑に処するには、聴取できた自白が十分でなかったからであろう。なお、この法意見が回答書に認められ、市に送付されたとき、その回答書の表側はもちろん宛て名として《われらの、勝れて良き友たる、ツェアプスト市の名譽ある、かつ賢明なる市長と市参事会殿へ》と書き入れられていたが、その裏側には、後にこう書き記された(編者の注記による)。《ハンス・ドーベリッツの妻は、牢中で死亡した。この判定 (*dis urteil*) が彼女にたいして執行される以前に。》この《執行される以前に》とは、追放を執行される以前に、ということであろう。

ところで、回答書をもう少し注意深く見ると、《貴兄ら [ツェアプスト市長と市参事会] が再度われら [マクデブルク審判人] に送った質問書に基づいて (*Uff eure abermah an uns gelangte frageschrift*)》われらは以下のごとく述べる云々、とある。《再度われらに送った質問書に基づいて》とあるところから推測するに、ハンス・ドーベリッツの妻の事件についてかつて市当局は審判人に法意見を求めており、これに審判人が回答していたようである。この点は、今回の審判人の法意見からも確認ができよう。《捕らえられたる前述の者 [ハンス・ドーベリッツの妻] はこの度は (*dismahl*) いつものウァフェーデを誓わせた上で》云々、とあるからである。ここら辺りの事情は推測に頼る他はないが、前回の質問にたいしては、審判人はおそらく、自白の聴取を続けるように、との意見を出していたのであろう。今回の質問には、一件書類に挙げられていた自白でもって刑事刑は宣告しえないと判断して、ウァフェーデを誓わせたものと思われる。

このように見ることができるとすれば、ここでも、都市と審判人との間はそれぞれが一方通行的な関係に終始していたのではなく、双方間で問答がなされていた形跡のあることが窺える。

5 ウァフェーデ破約の諸事例とその分析

ウァフェーデの誓いと切ってもきれない関係にあるのが、一旦おこなった誓いを破るウァフェーデの破約である。以下で、関係の3つの事件を挙げたい。ウァフェーデ破約のきっかけとなった事件の他に、そもそも当初に誓ったウァフェーデの事例も当然ここで問題になってくる。

(1) エルンスト・コッペン の事件——暴行・傷害——

エルンスト・コッペン *Ernst Koppen* は《あなたがた [ツェアプスト市] の市裁判区域内で (*in euren stadgerichten*)》義兄マテウス・アルンデ *Matheus Arnde* とその妹とにたいしこれらの者の家宅において (*in yrer behausunge*) 激甚なる暴行 (*beschwerliche und gweltige tatten*) を加えた。ツェ

アプスト市の前任参事会員 (*eure vorige raths frunde*) は彼を追跡し、捕らえた。しかるに彼は最後には謝罪したことで (*uff vorbytte*) 牢から釈放された。そのさい次のとおり (*der gestalt*) ウェフェーデを誓った (*uff gethanen und geschwornen urphede*)。 (a) 今後ツェアプスト市を退去する (*sich der stadt Czerwist enthalten*) こと、 (b) 市当局から特別に通行安全の保護—自由通行の保障—を受けずには (*anc sunderlich geleythe*) 市に再来しないことである。ところが、彼はこれらを破った (*welchs er ubergangen*)。事前に通行安全の保護を受けることなく市に来入したからである。しかし、市参事会員や友人らによる赦免の請願があった。彼自身もそうした請願をした (*durch seyner hern frund und seyn selbest bytte*) ため恩赦を受け (*aus gunst*) ウェフェーデを破ったことは大目に見られ (*ubersehn*)、市において護送の権利を享受する (*geleytet worden*) ことになった。従ってエルンストは必要に応じて (*seyner notdurft nach*) 市に留まることができるようになった (*bey euch enthalt haben muchte*)。《彼が、都市による自由通行の保障の下で平和を愛好しつつ振る舞うかぎり (*szo weyt ehr sich geleytlich und fridsam halten*)。》

過去にエルンストが犯した事件とウェフェーデ破約の事件、その後の経緯は一件書類によれば、以上のとおりであった。なお、ここで一言すれば、一旦起きたウェフェーデの破約は破約者自身などからのその後の謝罪もあって修復されたものと見なされた。もちろん、《平和を愛好しつつ振る舞う》との条件付きではあるが (上述)。従って、彼は最終的には、後出の他の罪については責を負ったが、ウェフェーデ破約の罪だけは負わなかった。

さて、市からエルンストをめぐるこれまでの事件の報告を受け取って、マクデブルク審判人は、彼が今回犯した事件 (下述) について、以下のように述べる。この事件についても審判人は、市から報告 (*dysses fals ferner unterrichtunge*) を受けていたのである。

エルンストはかつて犯したウェフェーデ破約を修復するのに、都市からこのように厚遇を受けたにもかかわらず (*unangesehn obberurther erzceygen gunst und guttigkeit*) 今回新たな事件を起こした (1540年)。傷害事件である。彼は通行安全の保護を享受していたにもかかわらず (*uber seyn gegeben geleythe*) 夜間、共同酒場の前の、市庁舎とフライハイ特地との前で (*uff eurem rathause und friheyd*) ある者——彼自身は、これまでエルンストに一度も危害を加えたことがなかった (*der ym seyn leben lang keyn leyth gethan*) のだが——を襲い (*vorwegelagt*) 刃物を引き抜いて (*myt gezcogener gewehr*) 首に切りかかり傷害を負わせた (*an seynen hals gehowen und vorkampfwundet*)。この事件は《あなたがたの、すなわち市参事会と都市のフライハイ (特権) 地において (*in eurer, des rats und stad, friheyd*)》しかも彼が通行安全の保護を受けている最中に (*in gegebenem geleythe*) 起きた。従って罪は重い。しかも現行犯で (*uff fryscher tad begangner gewalt*) 捕らえられた。こうした暴力および襲撃のゆえに (*myt derselbigen seyner begangnen geweltigen thad und vorwegelagunge*) エルンストは《自分の首を失う (*seynen hals vorwyrckt*) ことになった。》つまり、彼の行為は死刑に値したのである。

こうして審判人は、次の意見を表明する。《あなたがたは、彼にたいし、平和の破壊者、通行安全の保護の破壊者、そして都市の自由の破壊者として (*alse eynen fride-geleyts-und friheydbrecher*) 至当に、生命に及ぶ刑事刑を科し、処刑しなければならない。》ここにはウェフェーデ破壊者といった文言がない理由は、前述のとおりウェフェーデの破約そのものはすでに修復されたと見なされたからである。

(2)ゲオルク・コイレの事件——賭博による喧嘩・脅し——

ゲオルク・コイレ *Jurgen Keule* が元来いかなる事件を起こしていたのかは、わからない。たんに、彼は5年前に彼が犯した犯行によって (*vor funf jaren seiner vorbrechung halber*) 判決と法とに従い (*vermuge urtel und recht*) 笞打ちの刑を科せられ、かつ追放に処せられた (*zur staupen geschlagen und verwiesen wurden*) とあるだけである (1563年)¹³¹。このとき彼は、次のようにウァフェーデを誓った (*einen solchen urfrieden geschworen*)。アンハルト諸侯領国とツェアプスト市とを今後生涯に涉って (*von nu an bis zu ewigen zeiten enthalten*) 避ける、帰還はしないと。にもかかわらず、彼は都市で先年 (1年前に) 催されたバルトロメウス祭日 (8月24日) の市場に姿を見せ、数人の者と賭博に耽り (*mit etzlichen gespielet*)、(いかさまのゆえにか) 彼らに打ち据えられることがあった (*sich geschlagen*)。またついこの前の夏には、アンハルト諸侯領国の2人の臣民であり農民であった (*unterthanen und pauren*) アンドレアス・ケーミケ *Andress Kemike* と、ガッレ・ドミニクス *Galle Dominicuss* とからそれぞれ半ターレル貨 (*ein halben taler*) を脅し取ろうとした。こうした、領国の領民にたいする脅しの行為もまた一種の「ラントツヴァンク」に数え入れてよいであろう。¹³²

ゲオルクがウァフェーデを誓い、後にそれを破った事実がマクデブルク審判人にわかったのは、市が質問書に添付し審判人に送った、過去のウァフェーデ文書と陳述書との写し (*beyliggende copeyen eines urfrieden und zeugnis*) からである。これらに基づいた審判人の意見は次のごとくであった。ゲオルクは、ウァフェーデ破約者 (*ein urfriedbrecher*) として剣でもって肉刑に処せられる (*mit dem schwerdt zu leib und leben zu straffen*)。この法意見書の表側 (名あて人、つまり市長および市参事会名を記載した側) には、次のごとく記されている (編者の注記による)。〈この判定に基づいて、ゲオルク・コイレは、[15] 63年の *Mauricii* の日の次の金曜日 [9月23日] に剣でもって生から死へと刑に処せられ (*mit dem schwert vom leben zum tode gericht*)、かく刑罰を受けた。〉

(3)ハンス・ルーバツハの事件——妊婦の致死——

1606年に起きた妊婦致死の事件である。¹³³ マテーウス・ネッデリッツの妻マルグレータ *Margreta, Mattheus Neddeltzen hausfrau* ——彼女は、妊娠の身であった——は他の2人の女性と共に彼らの土地に出かけ、蕪菁 *rben* と、浜大根 *hedderich* を引き抜いていた。この様子を窺っていた質屋業 *pfandeman* ハンス・ルーバツハ *Hans Lubach* は彼らに近寄って行き、それら蕪菁は他人の土地から引き抜いたものだろうと罪を着せ (*ihnen beygemessen*) て、彼らがそれに蕪菁などを包んで町に持って帰ろうとしていた風呂敷を奪い取った。マルグレータはこのいいがかりを拒み、盗みの疑いを晴らそうとした (*solches diebstals sich entschuldiget*) ところ、ハンスは彼女に近づき、拳で体を突いた。地面に倒れた彼女は起き上がり、風呂敷を取り返そうとしたところを、ハンスは再度突き倒した。そのさいマルグレータは頭を地面に打ちつけた。その後彼女は気分が悪くなり、数回床に臥せざるをえなくなった。この事件を彼女は、ツェアプスト市当局に訴え出した。彼女は事件から4週間後、胎児とは身二つにならぬまま死去した。出産の場に居合わせた助産婦 *wehemutter* は、こう証言した。〈胎児は、母親が転んだために母親の体の中で宙返りして (*sich im leibe uberschlagen*) しまった。〉そのために、母子共に生命を失うことになった (*mutter und kindt bleiben müssen*)、と。

この事件の裁判について市から法意見を求められたマクデブルク審判人の回答は、こうであっ

た。ハンス・ルーバツハが公開の刑事裁判所において (*im gehegten peinlichen halszgerichte*) 任意に、自由に、拘束を受けぬ身で (*frey, ledig und ungebunden*) 再度 (*nochmahls*) 自白を繰り返し、これを翻すことがない (*darauf verharren wirdt*) ときは、彼は故殺者 (*todschleger*) のゆえに剣でもって肉刑に処せられうる、と。

この意見を受けて市がハンスにたいして斬首の判決を宣告したのは、1606年11月13日であった(編者の注記による)。ところが、判決は執行されなかった。このことを示すのが、ハンス・ルーバツハのこの事件に関して審判人が市当局に与えた、もう1つの法意見の記録である。³⁴⁾

これによると、ハンスは、彼自身の〈恭順なる謝罪の気持ち (*unterthänige vorbitt*) 〉とアンハルト諸侯による恩赦 (*furstliche Anhaltische begnadung*) とに基づいて刑事刑を免れ (*der peinlichen straffen befreiheit*)、これに代えて一生涯の追放 (*mit ewiger landsvorweisung*) に処せられることになった。そしてこれを担保するためにウァフェーデ (*uhrphed*) を誓った。その内容は、こうであった。彼は、(1)己が捕らえられ拘禁されたことと、生涯に及ぶ追放の処分を受けたこととにたいし、裁判の方法によるのであれ、なかれ (*in oder ausserhalb rechtens*) 危害を加えず復讐せず (*nicht zu anten noch zu eiffern*)、みずからもしないし、なんびとにもさせない (*weder durch sich noch andere*)、また(2)粉骨碎身 (*seines besten vleisses*) 害悪に近づかず (*unheil zu meiden*)、ウァフェーデの誓約を世俗の裁判所によってであれ、教会裁判所によってであれ、逃れたり免れたりしない (*durch geistlich noch weltlich recht nicht entbinden noch loszsprechen zu lassen*)、さらに(3)ウァフェーデ誓約の日からツェアプスト市およびこれを包む全ラント (*der stadt Zerbst und des ganzen landes*) を徹底して避け (*genzlich zu enthalten*)、生涯に涉ってそこに立ち寄り踏み入らない (*die zeyt seines lebens nicht zu berühren, noch zu betreten*)、最後に(4)これらに違反するときは正規の刑罰に処せられる (*bey deren im rechten geordneter straff*)。

これらの誓約を交わした相手、すなわち名宛て人は、まず(a)アンハルト諸侯ルードルフと、侯のラントと人民、顧問官と役人であり、同様に(b)ツェアプスト市当局と、都市の市民、役人、および他の住民である。さらに(c)被害者マルグレータの夫マテーウス・ネッデリッツであり、最後に(d)ハンス・ルーバツハの逮捕・拘禁に (*zur seiner gefengklichen haft*) 助力し、その原因を作った、被害者側以外のすべての人々であった。彼らすべてにたいし、ハンスは復讐してはならないのである。ただ、保証人の設定は求められなかった。この誓約 (*eydschwurs*) はアンハルト侯の命令によって文書に認められた。それは、彼がウァフェーデの誓いを忘却しないためであり、これによって将来の危害が予防されん (*erinnert und vor schaden gewarnet*) がためであった。文書が作成された日は、1608年10月31日となっている。

ところが、ハンスは宣誓までしておこなった約束を守らなかった。というわけは、彼はさまざまな日時に、アンハルト諸侯領国やツェアプスト市裁判所管轄区のさまざまな場所に出没し(上記(3)の違反)、やがて現場を押えられ拘禁されたからである。こうして、市当局は、以後の裁判について審判人の意見を聴くことになった。その回答に、いわく、〈捕らわれたるハンスは、かくのごとき故意による不法なる犯行、および偽誓を犯せし罪のゆえに (*wegen solcher fursetzlichen und freventlichen verbrechung undt begangnen meineyds*)、〈皇帝カール五世の、かつ神聖帝国の刑事裁判令の第108条、誓約を偽誓によって誓いし者の刑罰について、の箇条によって³⁵⁾、手の2本の指——これでもって誓約を交わしたる当の指——の前方の節を切り落された上で (*mit abhawung der forder glieder der beyden finger, damit er geschworen*)、ツェアプスト市裁判区およびアンハルト諸侯領国全域から再度永久に追放される (*ewig zu verweisen*)〉、と。ここでは、妊婦を

死に到らしめた元来の罪は不問に付されている。これは《謝罪》によってすでに贖罪を果たしたということなのであろうか。

このとおりの内容の判決が、ツェアプスト市裁判所によって1609年6月28日に下されている(編者の注記による)。

6 おわりに

以上、法意見を求めてきたツェアプスト市にたいしてマクデブルク審判人が付与した回答書の記述から、ウァフェーデとその破約の事例11点を取り上げ、事件の内容を紹介し、分析を加えてきた。このことから、マクデブルク法圏におけるウァフェーデの現実に関してどのようなことが明らかになったのであろうか。これを、(1)ウァフェーデの概念とその意義、(2)ウァフェーデの刑法上の側面、(3)ウァフェーデの裁判手続き上の側面からまとめてみたい。というわけは、これらの3つの面とりわけ(2)(3)こそは、都市当局によってマクデブルク審判人に法意見が求められていたものだったからである。

(1)ウァフェーデの観念とその意義

(a) 中世後期以来の伝統的なウァフェーデの中味は、奇しくも、本稿で取り上げた諸事例のうち最も新しい1606年の事例(ハンス・ルーバッハの事件)に見いだされた。そこに、詳細に言葉を尽くしてウァフェーデ *uhrphed* が語られている。中世伝来のウァフェーデは、なんらかの非行のゆえに裁判当局によって、あるいは被害者等によって捕らえられ、牢に収容された者が釈放されるときに、彼の逮捕収牢に直接間接関わった者——公辺であれ、私人であれ——に今後、いかなるかたちでも——裁判であれ、裁判外であれ——いっさい報復はおこなわないし、おこなわせない、と誓う。牢に収容されただけの者のみならず、笞打ちといった有罪判決を被りこれを執行された者も誓った(ゲオルク・コイレの事件)。このとき、通常、保証人を立てることや、生涯に涉ってであれ特定期間についてであれ、土地を離れることをも誓約する。こうした意味のウァフェーデの観念は、1606年の事例に見事に言い表わされていた。しかも、じつは、ウァフェーデの具体的内容を示してくれているのは、全11例のうちこの事例だけなのである。

(b) この事例でいえば、ハンスは《刑事刑を免れ (*der peinlichen straffen befreihet*)》た。そして《一生涯の追放に (*mit ewiger landsvorweisung*)》処せられた。彼は追放の処分を遵守することを、ウァフェーデによって誓約した。こうして、ウァフェーデの意義は、1つは、追放に処せられた者にツェアプスト市に帰還せぬことを誓わせること(他に、未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件/ハンス・ドーベリッツの妻の事件)で、将来の危険分子となる虞れのある者を遠ざけることにあった。もう1つは、被追放者であれなかれ、復讐放棄を誓わせることで将来さまざまなかたちで起こる虞れのある紛争を未然に防ぐことにあった。

(2)刑法上の側面

まず(c)、ウァフェーデを科せられた者は、8例の事件のうち2つの事件(アンドレアスおよびゲオルクの事件/アンドレアス・ジーモンの事件)の他は、女(全6例)であった。ウァフェーデを科せられるのは、比較的女性が多いといえる。ウァフェーデの破約者は、反対に、全部男であった。一旦誓ったウァフェーデを破る偽誓——これは、重罪であった——は、女性の犯罪とし

て少ない、ということはある程度いえるのではないか。

次に (d)、ウァフェーデの破約の事例を含めて、ウァフェーデを科せられる原因となっていた事件は、あまり重い罪のものではなかった。とくに、行為の結果を考慮するとき、そうである。誤って人を死に到らしめるとか、脅しとか、小規模の盗みとか、盗品買いなどである。女性特有の事件としての魔法の行使は、また近世期に特有の事件でもあり、それ自体重い罪であったが、行為の結果をみると、さほど甚大な結果をもたらしてはいない。ただ、これまた近世によく報告される嬰兒殺し事件は、重い結果を導いた重罪であり、本稿で紹介した奉公女の事例が示すように、ウァフェーデでは済まされなかったようである。傷害事件も重罪なため、特別の事情がないときは、ウァフェーデの対象にはならなかった（ヤコブ・ランゲの事件）とみられる。

第3に (e)、上に見てきた事件は、全体的にいて、16世紀という時代に特有の性格のものは少ない。例えば西南ドイツにおいて、ウァフェーデの対象事件として比較的多く登場した、再洗礼といった宗教的事件や、農民戦争に関係する事件（例えば、戦争に参加するとか）、禁狩猟、禁伐採に違反する事件、逃散の事件などは、知られていない。

第4に (f)、ウァフェーデを誓うことで刑事刑を免れるのに「謝罪」が要因として働いたことが、挙げられる。重い暴行の事件を起こした者も《謝罪をしたことで (*uff vorbytte*)》牢から釈放され（エルンスト・コッペンの事件）、《恭順なる謝罪の気持ち (*unterthänige vorbitt*)》が斬首刑の執行を阻止させた（ハンス・ルーバツハの事件）。ただし、ウァフェーデにおいて都市を退去する誓いを立てねばならなかった。これは、暴行とか、妊婦を死に到らしめるといふ、重い罪が関係しているからであろう。

第5に (g)、ウァフェーデには、いわば「保護観察」風な役割が期待されていたように見える。例えば、妻女が杖で叩いたことと、夫の死亡との間には因果関係はない、と審判人は認めたにもかかわらず、妻女にウァフェーデを誓わせた（フリードリヒ・ディーツカウの妻の事件）のは、こうした役割が関係していないであろうか。彼女は激し易いところがあるので、周囲に注意を喚起させるという意味において。また年少犯人にウァフェーデを誓わせる（アンドレアスおよびゲオルクの事件）のも、非行を予防させる意味では同工異曲の感がする。

最後に (h)、本稿で取り上げたヴァレンティーン・ゴルギンや未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件の頃にはすでにカール五世刑事裁判令が發布されていたが、この帝国法の影響はどうであったろうか。ウァフェーデ破約の1事例で、同裁判令第108条が引かれ、ウァフェーデ破約者にたいする刑罰が帝国法に添って科せられていた（宣誓に用いた手の指の切断）。ただ、この事例はすいぶん後の時代（1606年）のものであった。ただし、この刑罰自体、中世伝来のものであったが⁽³⁷⁾、ともあれ、影響は全体としてはさほど感じられない。

(3)裁判手続き上の側面

まず (i)、カール五世刑事裁判令の裁判手続き面における影響は、少なくとも直接的なあたりでは見いだされない。同裁判令の裁判手続き関係の箇条は一度も引かれていなかった。ただ、諸事例を概観するに、自白中心の糾問手続きであっても、マクデブルク審判人は、任意の自白に力点を置く考え方をとっていた。できるかぎり任意の自白を取得するように注意を喚起していた。どうしてもこの自白が得られないときに限って、拷問に頼ることが許されるとみる（アンドレアスおよびゲオルクの事件）のが、基本的な刑事裁判手続き観であったようである。この点は上記刑事裁判令のめざさんとしていたところにほぼ添っていたといえよう。

次に(j)、上に関連し、自白と徴表との関係を見るに、審判人は、自白の聴取には予め徴表が存在している必要がある、と考えていたことは間違いない(未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件/バスティアン・ツェアプスティンの事件)。ただ、実際問題としてどの程度の徴表があれば、自白の聴取が可能なのかについて、審判人がどう考えていたのかは、よくわからない。おそらく、なんらかの徴表が予め存在しているならば、任意によるものであれ拷問によるものであれ、自白を聴取できる、しかも、任意の自白がたとえ少しでも得られるならば、真実を探るためにさらに拷問による自白聴取に移ることもできるとみなされたのではなかろうか(ヴァレンティーン・ゴルギンの事件)。こちら辺りは、状況に応じて流動的であった。その一方で、拷問によって自白を求めるには、任意の自白を求める上で必要な徴表よりももっとも一段と顕著な徴表が存在していなければならない、ともみされていた(バスティアン・ツェアプスティンの事件)。いずれにせよ、自白聴取には事前に徴表が必要であり、徴表の存在そのものは有罪判決に直接には繋がらないと捉える徴表理論——カール五世刑事裁判令が諸々の裁判当局に最も注意を喚起したものの⁽³⁶⁾——をほぼ地でいっていた感がする。地でいっていたことが、やはり刑事裁判令に由来していたのかどうかは検討を要しよう。

第3に(k)、自白とウァフェーデとの関係を見てみるに、これには、審判人は比較的明瞭な態度を取っていた。すなわち自白——任意によるものであれ、拷問によるものであれ——から刑事刑を科すだけの証明が得られないときは、自白聴取は続行することができない。これに代えてウァフェーデを誓わせるという態度である(ヴァレンティーン・ゴルギンの事件/未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件)。刑事刑を科すことができないからといって、無条件に釈放を言い渡すのではない。

さらに(l)、札問手続きが浸透していく中で、他方ツェアプスト市裁判所は告訴手続きを見捨ててはいなかった(未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件および2所掲のヤーコブによる告訴の事件)。ただし、この場合告訴そのものは市民がおこない、あるいは市民におこなわせ、告訴後は市当局が当該訴訟を引き取って札問手続きを遂行する(バスティアン・ツェアプスティンの事件のときもしかり)。これは、札問手続きの範疇に入れてよい。直接ウァフェーデに関係するのは、こうした場合である。徹底した告訴手続きでは、ウァフェーデは関係してこない。

最後に(m)、ウァフェーデは、ある意味で融通無礙な制度であった。裁判手続きは、非行被疑者にたいして、大筋(1)逮捕収率から、(2)徴表の規模確認、および自白(任意の自白あるいは拷問による自白)の聴取を経て、(3)無罪釈放、もしくは(4)有罪判決の宣告、(5)有罪判決の執行、といった節節を経過して進行するが、ほほどの節においてもウァフェーデを誓わせることができた。すなわち(1)逮捕収率の後で(未亡人アンナ・シュヴェルトマンの事件/アンドレアス・ジーモンの事件)、(2)徴表の規模確認の後で(バスティアン・ツェアプスティンの事件/マテーウス・ケルツェンドルフの妻の事件)、(3)無罪釈放のときに(ヴァレンティーン・ゴルギンの事件/フリードリヒ・ディーツカウの妻の事件)、(4)有罪を判定した上で(アンドレアスおよびゲオルクの事件/ハンス・ドーベリッツの妻の事件/エルンスト・コッペン⁽³⁷⁾の事件/ハンス・ルーバッハの事件)、(5)有罪判決の執行の後で(ゲオルク・コイレの事件)、ウァフェーデを誓わせた。どの節で、被逮捕者にウァフェーデを誓わせるかの判断は、ツェアプスト市であれマクデブルク審判人であれ、裁判所の裁量によっていた。

以上から全体としてみるに、近世中期・後期ツェアプスト市におけるウァフェーデについて次

の3点が指摘できる。1つは(i)、ウァフェーデは、捕らえられ収牢の憂き目を見た者に誓わせられた。とすれば、収牢は市民にとっては著しい苦痛であり、従って苦痛をもたらした者にたいする復讐の念は小さくはなかった。言い換えれば、加害者は収牢の憂き目を見ることによってある意味で被害者となった。このところに、ウァフェーデが必要となった理由がある。これにたいし、例えば殺人の和解 Totschlagsühne の事例でウァフェーデを誓わせることがほとんどなかったのは、殺人者を収牢させたまま和解の手続きに入るといった事態が起きなかったからであると思われる。

もう1つは(ii)、ウァフェーデを誓わせることには、中世後期から引き続いたかたちの平和保持の観念が働いていた。都市当局は、なんの事件であれ事件が生じた結果都市内で当事者双方が仇敵関係に陥るのを回避し、将来都市の平和にとって不安材料を残さぬようにする必要があった。なお、都市内に強い仇敵関係の存続が予想されるときは、追放(所払い)を伴わせ、加害者と被害者とが都市内で遭遇するのを避けさせ、仇敵関係が爆発に至らぬよう努力する。保証人を差し出すよう都市当局が求めたのも、当事者に爆発回避を担保させるためである。ウァフェーデの誓約は、ある意味では、都市当局が仲介して加害者と被害者とを和解させるためのいわば「儀式(Ritual)」の性格を帯びていた。

最後第3に(iii)、札問手続きの進展といった近世中期・後期時代の特徴と、ウァフェーデの制度とは無関係ではなかった。というわけは、ウァフェーデは職権手続きの中に注入された、いわば緩和剤——加害者に一方の当事者としての役割を演じさせる意味における——として働いた。徴表の有無、自白聴取の成否のいかんによっては札問手続きを無理強いせず、代わってウァフェーデを誓約させ、いつでもそこから適宜撤退する、という意味においてである。

本稿で取り上げることができたウァフェーデの事例は11例で、きわめてかぎられていた。また、利用しえた各事例についても内容上不確かなところがあった。これらの事情から、推測に頼らざるえなかったところが少なくなかった。こうした状況の下で、以上(a)から(m)まで述べたことが、また直ぐ上で3点に涉って総括したものが、ほんとうの意味で歴史的に確認できるのかどうかについては、読者の判断を待たなければならない。と同時に、他の史料を見ることで事例研究を重ねていく必要がある。ただ、事例を少しずつ着実に積み重ねていき、これに基づいていささかの発言をおこなうという本稿当面の課題を果たしえたところで、筆を擱くことにしたい。

注

(1) Ebel, Wilhelm, Die Rostocker Urfehden, Rostock 1938.165-220.

(2) Blauert, Andreas, Das Urfehdedwesen im deutschen Südwesten im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit, Tübingen 2000.

(3) Bührlen-Grabinger, Christine, Urfehden im Ermstal. Von Stadt und Amt Urach, von außeramtlichen Orten und vom Forst aus den Jahren 1440 bis 1584. Metzingen 1991; Dieselbe, Urfehden für Raum Pforzheim. Württembergische Quellen zur Kriminalitätsgeschichte 1416-1583. Pforzheim 2003.

(4) Magdeburger Schöffensprüche, hrsg. v. Friese, Victor/Liesegang, Erich, Berlin 1901. cf. Buchda, G., Magdeburger Recht, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (HRG), 17. Lieferung, Berlin 1978, 136.

(5) 以上については Friese/Liesegang [wie Anm.4] 111-12; Köbler, Gerhard, Historisches

Lexikon der deutschen Länder. München 1988. 635.

(6) これらについては、Sachregister mit Erläuterungen: Urfehde, Urfrieden, in: Friese/Liesegang [wie Anm.4] 839-42 に全体が概観されていて、便利である。

(7) 例えば Urkundenbuch der Stadt Magdeburg, II, bearb. v. Hertel, Gustav, Halle 1894.(ND 1978) nr. 341. p.477 [1435. April 11] を参照。

(8) Deutsches Wörterbuch von Jacob und Wilhelm Grimm. 24 (11. Bd., 3. Abt.) . Deutscher Taschenbuch Verlag 1984. 2414-5. cf. Campe, Joachim Heinrich, Wörterbuch der Deutschen Sprache, 5. Braunschweig 1811 (Ndr.1970) . 246 (Der Urfriede: Friede und Sicherheit von der Obrigkeit erteilt, bei Beleidigungen und Morden;so viel als Urfehde) .

(9) Lexer, Matthias, Mittelhochdeutsches Handwörterbuch, 2. Stuttgart 1974, 2017.

(10) 堀 浩訳「カルル五世刑事裁判令」同訳著『フランス・ドイツ刑事法史』(信山社・1996) 220頁参照。

(11) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.233, No.69.

(12) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.277-8, No.114.

(13) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.287-8, No.124.

(14) これに関連して、ウァフェーデ誓約証書そのものに基づいて近世西南ドイツの一都市に関する犯罪現象を考察した拙稿「近世刑事史断章——都市ゲンゲンバッハの文書を中心に——」『熊本法学』83号(1995) 173-287頁を参照。またリュベック、レーゲン スブルクについて拙稿「暴力とその法的処理——都市とその周域とにおける——」『歴史学研究』742号(2000) 158-165頁を見られたい。

(15) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.229-30, No.64.

(16) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.230, No.65.

(17) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.230-1, No.66.

(18) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.231-2, No.67.

(19) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.235-6, No.73.

(20) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.234-5, No.71.

(21) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.235, No.72.

(22) 吉田次郎訳『ミヒアエル・コールハースの運命 或る古記録より』(岩波文庫・1990) 35頁。なお、イェーリング(村上淳一訳)『権利のための闘争』(岩波文庫・1982) 97頁以下も参照。cf. Kaufmann, Ekkehard, Michael Kohlhaas=Hans Kohlhaase, in: Recht, Gericht, Genossenschaft und Policity, hrsg. v. Dilcher, Gerhard/Diestelkamp, Bernhard, Berlin 1986, 65-83.

(23) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.239-40, No.78.

(24) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.240, No.79.

(25) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.241, No.80.

(26) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.276-7, No.113.

(27) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.278-80, No.115.

(28) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.280-1, No.116; p.281-2, No.117.

(29) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.284, No.120.

(30) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.238-39, No.77.

(31) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.260-61, No.99.

- (32) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.841 (Landzwang?) .
- (33) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.299-300. No.135.
- (34) Friese/Liesegang [wie Anm.4] p.300-1. No.136.
- (35) 塙 浩訳著 [前注10] 191頁参照。
- (36) Bührlen-Grabinger. Urfehden für Raum Pforzheim [wie Anm.3] 21.
- (37) His, Rudolf, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters. 2, Weimar 1935(ND 1964), 15 (Anm.8).
- (38) 拙著 『中世ドイツの刑事裁判——生成と展開——』(多賀出版・1998) 12頁以下参照。cf. Ignor, Alexander, Geschichte des Strafprozesses in Deutschland 1532-1846, Paderborn u. a., 2002. 62 (Anm.108).
- (39) 拙稿「血讐とその処理について——ドイツ中世後期の都市とその周域とにおける——」『熊本法学』102号(2003) 155頁以下。

(付記 本稿は、平成14～16年度 科学研究費補助金基盤研究C(2)研究課題「『贖罪と刑罰』の歴史人類学的研究」(課題番号 14520011)による研究の一部である。)